配布:一般

2013年4月15日

アラビア語、中国語、英語および

スペイン語のみ

人権理事会

第 22 会期

議事日程議題4

理事会の注意を要求する人権状況

人権理事会により採択された決議**

22/23.

イラン・イスラム共和国における人権状況

人権理事会は、

国際連合憲章、世界人権宣言、人権に関する国際規約および他の関連する国際人権文書に基づき、

2011年3月24日の16/9および20128年3月22日の19/12の人権理事会諸決議、2012年12月20日の総会決議67/182並びにイラン・イスラム共和国における人権状況に関する総会の従前の全ての諸決議を想起し、そしてそれらの諸決議において為された同理事会および総会の要請に対するイラン・イスラム共和国の協力の欠如を遺憾に思い、

人権理事会に提出されたイラン・イスラム共和国における人権状況に関する特別報告者の報告

^{* 2013} 年 5 月 23 日に技術的理由により再発行

^{**} 人権理事会により採択された決議および決定は、人権理事会第 22 会期に関する理事会報告書 (A/HRC/22/2) 第1章に含まれる。

および勧告¹を歓迎し、そして同報告書において指摘された進展並びにイラン・イスラム共和国へ 渡航する特別報告者に対する立ち入りが許されていないことに重大な懸念を表明し、

2007 年 6 月 18 日の人権理事会諸決議、同理事会の制度構築に関する 5/1、および同理事会の特別手続の職務権限保有者の行動規範に関する 5/2 を想起し、そして職務権限保有者はこれらの諸決議およびその付属文書に従って自らの義務を果たすものであることを強調し、

- 1. 更に1年間、イラン・イスラム共和国における人権状況に関する特別報告者の職務権限を 延長することを決定し、そして特別報告者に対し、人権理事会の第 25 会期の人権理事会にまた総 会の第 68 会期の総会に自らの職務権限の履行に関する報告書を提出することを要請する。
- 2. イラン・イスラム共和国政府に対し、特別報告者と十分に協力することおよび同国へ訪問するための立ち入りを許可すること並びに職務権限の遂行を許すために必要な全ての情報を提供することを求める。
- 3. 事務総長に対し、職務権限を遂行するのに必要な資源を特別報告者に提供することを要請する。

第 49 回会合

2013年3月22日

[26 対 2, 棄権 17 の記録投票により採択された。投票結果は以下の通り:

替成:

アルゼンチン、オーストリア、ブラジル、チリ、コスタリカ、チェコ共和国、エストニア、ガボン、ドイツ、グアテマラ、アイルランド、イタリア、日本、リビア、モルディブ、モンテネグロ、ペルー、ポーランド、大韓民国、モルドバ共和国、ルーマニア、シエラレオネ、スペイン、スイス、アメリカ合衆国

反対:

パキスタン、ベネズエラ (ボリバル共和国)

棄権:

アンゴラ、ベニン、ブルキナファソ、コンゴ、コートジボワール、エクアドル、エチオピア、

¹ A/HRC/22/56

インド、インドネシア、ケニヤ、クウェート、マレーシア、モーリタニア、フィリピン、タイ、 ウガンダ、アラブ首長国連邦〕